

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

秋田県仙北郡千畑町

2. 構造改革特別区域の名称

千畑町幼保一体的運営特区

3. 構造改革特別区域の範囲

秋田県仙北郡千畑町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

本町の人口は8,637人・世帯数2,226(平成15年3月末日現在)、高齢者率27.5%、就学前児童数が人口の4.3%で人口の減少と少子高齢化、過疎化が顕著に進んでいる。(参考資料1参照)

地形は東部の山岳を源とする2つの1級河川が運ぶ肥沃な扇状地となっており、その肥沃な土壌によって穀倉地帯を形成している。従って、本町の基幹産業は稲作を主体とする農業ではあるが、近年は農業情勢も厳しく兼業農家が増加し、専業農家は減少傾向にある。さらに、農業従事者の高齢化、農業後継者の他産業就労、農業の担い手不足など多くの課題を抱えている。

こうした状況の中で、女性の就労体系が変わり共働き夫婦の家庭が増え、核家族や母(父)子家庭も増加している。また、少子化が顕著に進む中で、幼児同士の触れ合う機会が減少し社会性を育むうえで課題が生じている。このようなことから、子育て家庭の多様なニーズに応えるため、実情に即した特色ある幼児の養護・教育と子育て支援対策の行政サービスが望まれている。

5. 構造改革特別区域計画の意義

徐々に少子化が進む中で、地域の幼児同士の交流機会も日常的に少なくなって来ており、加えて兄弟も少なく、幼児期に必要なとされるべき幼児同士の刺激と交流が十分に得られない状況にある。さらに、幼稚園と保育所が個々に運営されているため、そのことに拍車がかけており幼児の社会性を涵養することに支障を来している。しかし、幸いにも当町の幼稚園と保育所は平成8年と9年に横並びに接近し建築されている。そして、平成14年には2つの園舎の中間に子育て支援センターが建築され、園舎は連結し両方の児童、保護者、職員の往来が可能となった。平成15年からこの一体化した施設を千畑町幼児教育センターなかよし園と称し運営している。この恵まれた

環境は特区として容認され、幼保の一体的な運営（合同保育活動事業・保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業）を実施することでさらに有効に活用出来るものである。これに伴い幼児の豊かな人間性、社会性、創造性を涵養していく上で大きな成果が得られると共に、保護者への負担が軽減され多様なニーズに応えることとなる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

現在、保育所では年長組の人数が少なく子供に求められている刺激と交流が不足ぎみになっており社会性、創造性、生きる力の基礎を育むうえで懸念されている。一方幼稚園では保育所児数が増えていく傾向にあるため、徐々に児童数が減少し同じような現象が生じてくると予測されている。さらに今後も少子化は徐々に進んでいくことから、現状の運営体制では幼児の成長過程に何らかの支障を及ぼすものと懸念されている。また、入退園所の窓口事務、運営事務もそれぞれ区分されており、行政サービスの面においても多くの課題を抱えており、それらを解決、克服していく上で、幼稚園児と保育所児の合同活動事業と保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業の実施は必須の要件である。

少子化の現状のなかで、同年齢の幼児及び異年齢間においても刺激と交流を享受させ、豊かな創造性と社会性を育む機会を提供していかなければならない。また、今後は働く喜びと子育ての喜びが同時に得られ、安心して子育てが出来るような環境の整備が必要である。さらに、窓口事務の一元化により保護者への負担も軽減されなければならない。併設されている「子育て支援センター」の事業と連携を図りながら支援活動の企画、情報提供、育児不安に対する相談指導活動を通じて、この特別区域の幼児の養護・教育と子育て支援の基盤を形成していくものである。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

同じ地域の幼児でありながら保護者の事情の違いにより、幼稚園と保育所に区分され、異なる活動をしていたが、特区の導入に伴いより多くの刺激を受け、より多くの幼児と交流することで豊かな人間性、社会性を育むことが出来る。小学校入学後も負担が少なく円滑に行動もできる。また、個々に持たれていた諸行事や保護者会は一本化でき、入退園手続き、育児相談など保護者への負担軽減も様々な角度から見込まれ、保護者のニーズに沿った行政サービスである。

平成16年度における特区内での合同保育活動が可能となる幼児数は、5歳児64名（幼稚園35名・保育所29名）、4歳児60名（幼稚園33名・保育所27名）、3歳児57名（幼稚園23名・保育所34名）合計181名となるが、幼児数が減少傾向にある中で3年後には、5歳児63名（幼稚園30名・保育所33名）、4歳児63名（幼稚園23名・保育所40名）、3歳児46名（幼稚園16名・保育所30

名)合計172名で、その後も157名から139名の合同保育活動をする事ができると見込んでいる。

当町の財政事情も経常収支比率が84%に達し硬直化してきている。保育所と幼稚園の運営経費の節減も大きな課題の一つとなっている。幼保の一体的運営は保育職員の配置の効率性と資質を高め、必要経費の節減も見込まれ、運営費の引き下げに結びつくものであり、構造改革路線に沿うものである。

稲作を基幹とする専業農家数が減少し、兼業農家へと移行し、生産者は高齢化してきている。反面、若い労働者は2次3次産業への就労が増加し、共働き夫婦、女性の社会進出が顕著となっている。農業サイドでは農地の有効活用とその保全が課題となっており、若い労働力の必要性が求められている。そのためにも幼児の養護・教育と子育て家庭に対する支援強化は地域住民のニーズである。そのニーズに行政側が応えることで、地域住民は働く喜びと子育ての喜びを同時に得られ、夢と希望の持てる町づくりと社会づくりが実現する。

8. 特定事業の名称

- ・ 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業
- ・ 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業
- ・ 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

9. 構造改革特別区域において実施しまたはその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

幼稚園と保育所の合同活動事業及び保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業を円滑に実施し、より一層一体的な運営を行うために特定事業と併せて次の事項を実施するものとする。

- ・ 一体化施設の運営に必要な規定の制定
- ・ 幼児の食生活を統一的に指導するために同一の給食を提供
- ・ 幼稚園教諭免許と保育士資格を併有する職員の採用と園内研修の強化
- ・ 保護者会諸行事の一本化

また、地域子育て支援センター事業と保育所地域活動事業を幼保の一体的運営と絡め、区域の全ての子育て家庭の支援活動として、次のことを実施する。

- ・ 育児相談、育児講座の開設
- ・ 育児情報の提供
- ・ 園開放
- ・ 幼児の異年齢間交流及び未就園児交流の実施
- ・ お年寄りとの交流

- ・子育てサークルとの交流
- ・子育てボランティアの育成

そして、幼稚園、保育所、子育て支援センターの3つの施設が連結されたこの敷地内で、それぞれの機能をうまく絡み合わせ、子育て家庭の多様なニーズに応えるべく、この地域の特色に沿った幼児の養護・教育と子育て支援の基盤を形成する。

別 紙

1. 特定事業の名称

番 号 807

名 称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

千畑町立千畑幼稚園

施設の設置主体：千畑町

施設の規模：床面積 1,663.00㎡(鉄筋コンクリート平屋建て)

施設の所在地：秋田県仙北郡千畑町土崎字上野乙30番地

3. 当該規制の特例措置の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

事業に関与する主体：千畑町

事業が行われる区域：千畑町の全域

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

概 要：構造改革特別区域計画の認定後、幼稚園と保育所が連結された施設、千畑町幼児教育センターなかよし園において幼稚園児及び保育所児の合同保育活動を次のように行う。

・幼稚園の保育室において

4歳、5歳の幼稚園児と保育所児が合同でクラスを編成し幼稚園教諭と保育所の保育士が同一の指導計画に基づき保育活動を行う。

・保育所の保育室において

3歳の幼稚園児と保育所児が合同でクラスを編成し幼稚園教諭と保育所の保育士が同一の指導計画に基づき保育活動を行う。

(平成15年度を例に現況及び計画概要を作成したので参考資料2と3を参照)

5. 当該規制の特例措置の内容

厳しい農業情勢の中で、兼業農家と共働き夫婦が増加し、過疎化と少子高齢化が顕著に進んでいる。当町では統合の幼稚園1園と保育所1所を設置し、それぞれ運営しているが少子化と保育所児の増加傾向により、平成15年の入園児童数は11

8名で園の定員である180名を下回っている。3年後の入園児童数は69名で5年後では48名と見込まれる。

当町の幼稚園と保育所は、同一敷地内に横並びに建てられ、中央に子育て支援センターを擁し、連結（合築）されている。こうした現況と保護者の要望を踏まえ、幼稚園設置基準の専任規定に関する特例措置を適用することにより、幼稚園児と保育所児の合同保育活動事業を実施し、集団のなかで幼児の豊かな人間性と社会性を涵養し健全な発達を助長しようとするものである。

別 紙

1. 特定事業の名称

番 号 9 1 4

名 称 保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

千畑町立千畑保育園

施設の設置主体：千畑町

施設の規模：床面積 2,009.84㎡(鉄筋コンクリート平屋建て)

施設の所在地：秋田県仙北郡千畑町土崎字上野乙31番地

3. 当該規制の特例措置の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

事業に関与する主体：千畑町

事業が行われる区域：千畑町の全域

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

概 要：構造改革特別区域計画の認定後、保育所と幼稚園が連結された施設、千畑町幼児教育センターなかよし園において保育所児及び幼稚園児の合同保育活動を次のように行う。

・保育所の保育室において

3歳の保育所児と幼稚園児が合同でクラスを編成し保育所の保育士と幼稚園教諭が同一の指導計画に基づき保育活動を行う。

・幼稚園の保育室において

4歳、5歳の保育所児と幼稚園児が合同でクラスを編成し保育所の保育士と幼稚園教諭が同一の指導計画に基づき保育活動を行う。

(平成15年度を例に現況及び計画概要を作成したので参考資料2と3を参照)

5. 当該規制の特例措置の内容

厳しい農業情勢の中で、兼業農家と共働き夫婦が増加し、過疎化と少子高齢化が顕著に進んでいる。当町では統合の幼稚園1園と保育所1所を設置し、それぞれ運営しているが少子化と幼児施設の利用形態の変化により、規定に基づいたそれぞれの運営では幼児の成長過程及び受け入れ体制に支障を来たしている。

当町の保育所と幼稚園は、同一敷地内に横並びに建てられ、中央に子育て支援センターを擁し、連結（合築）されている。保育園舎における3歳児用の保育室の面積は196.4㎡で99人まで受け入れが可能である。現在の幼児数は56人で今後99人以上になることは予想されないため児童福祉施設最低基準は満たすこととなる。また、幼稚園舎における4、5歳児用の保育室の面積は380㎡で190人まで受け入れが可能である。現在の幼児数は133人で今後190人以上になることは予想されないため同様に最低基準は満たすこととなる。さらに3歳未満児108人を受け入れるだけのスペース263.31㎡が確保されており、全体的にも支障を来さない状況にある。

合同保育の幼児数は189人（3歳56人、4・5歳133人）で、最低基準による保育士の配置数は8人となるが、認定後は9学級制とし9人の保育職員を配置するので基準を満たすこととなる。保育に従事する職員は保育士資格と幼稚園教諭免許を併有していることとし、兼務の辞令を交付する。また、保育の指導計画作成にあたっては当該保育職員間で協議し、保育所保育指針と幼稚園教育要領を適切に組み合わせ、偏重しないように配慮する。

このようなことから、今回、特別区域の特例措置を適用することにより、保育所と幼稚園の合同保育活動事業を実施し、集団のなかで幼児の豊かな人間性と社会性を涵養し健全な発達を助長しようとするものである。

別 紙

1. 特定事業の名称

番 号 9 1 6

名 称 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

千 畑 町

施設の設置主体：千畑町及び千畑町教育委員会

施設の規模：床面積 4,031㎡(鉄筋コンクリート一部3階建て)

施設の所在地：秋田県仙北郡千畑町土崎字上野乙170番地10

3. 当該規制の特例措置の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

事業に関与する主体：千畑町

事業が行われる区域：千畑町の全域

事業の実施期間：構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

概 要：構造改革特別区域計画の認定後、保育所と幼稚園が連結された施設、千畑町幼児教育センターなかよし園において保育園所児及び幼稚園児の合同保育活動の実施にあわせて、児童福祉法第32条第2項の規定にかかわらず、保育の実施に係る事務の全部を千畑町教育委員会に委任し、幼児教育課の職員が幼稚園職員室で事務を掌る。委任する事務内容は次のとおりである。

- ・保育所の入所の決定について
- ・保育所の定員を超えた場合における入所の選考について
- ・保育所入所申し込みの勧奨について
- ・保育所の状況等情報提供について

5. 当該規制の特例措置の内容

厳しい農業情勢の中で、兼業農家と共働き夫婦が増加し、過疎化と少子高齢化が顕著に進んでいる。当町では統合の幼稚園1園と保育所1所を設置し、それぞれ運営しているが少子化と幼児施設の利用形態の変化により、規定に基づいたそれぞれの運営では幼児の成長過程及び受け入れ体制に支障を来している。当町の保育所と幼稚園は同一敷地内に横並びに建てられ、中央に子育て支援センターを擁し、連結合

築)されている。

保育所と幼稚園の合同保育活動事業と保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業の特例措置が適用になることで、幼保の一体的運営がより一層充実したものとなる。入退園所窓口事務や運営事務体制が二つに区分されていることは、保護者への重い負担であり、その効率化と合理化を求める声が大勢を占めている。このようなことから所轄福祉事務所、地域の児童委員、町福祉保健課との定期的な情報交換、点検の場を設け、相談事項の紹介などを受けながら、連携を密にし、保育の実施に係る事務を効率的且つ合理的に行うものである。これに伴い保育活動面、窓口事務・運営面において、幼保の一体的運営が総合的に実現し、地域の子育て支援に寄与するものである。